

「なかの区報」読者アンケート

「なかの区報」をご愛読いただき、ありがとうございます。
 区政情報をより分かりやすく伝えるため、みなさんの声をお聞かせください。

抽選で10人に
 商品券が当たります

対象	中野区民 ☆いずれかの方法で一人1回限り	集計結果(概要)の公表
提出方法	下記事項に漏れなく回答し(紙面のコピーやハガキなどへの回答転記も可)、8月31日までに次のいずれかの方法で提出	「なかの区報」10月5日号(予定) ☆住所・氏名を明記してアンケートに協力していただいた方の中から、抽選で10人に、区内共通商品券(千円分)を進呈。なお、当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます
期限	①区報=8月5日以降にアンケート一覧から入力 ②ファクシミリ=このページをそのまま区報担当へ送信 ③区施設で提出=区民活動センター・図書館に設置している「声のポスト」、または区役所1階総合案内の「アンケート回収ボックス」に入れる ④郵送=区報担当(〒164-8501/住所不要)へ郵送(当日消印有効)	

- ▼区の広報全般について質問します
- ①区の情報、何から得ていますか(当てはまるものを全てを選択)
- 紙媒体 A なかの区報
 B 中野区生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」
 C 区民活動センター広報紙
 D 掲示板(ポスター)・チラシ
- インターネット E 中野区ホームページ
 F 中野区役所フェイスブックページ・ツイッター
 G 区発信のメールマガジン(子育て応援/産業情報/防災情報/防犯)
 H 中野区都市観光ホームページ「まるっと中野」
 I 「マチイロ」による区報の自動配信
 J ご近所SNS「マチマチ」
- その他 K 区映像広報番組「ピックアップなかの」
 L 家族や知人との会話など
 M 上記A~L以外の方法(具体的に記入↓)

- ②区の情報インターネットから得る場合に、利用している機器は(当てはまるものを全てを選択)
- A パソコン D 多機能携帯電話(スマートフォン)
 B 携帯電話 E 分からない、または利用していない
 C 多機能携帯端末(タブレット)

③区の広報全般(①のA~Kなど)への意見を自由に記入してください↓

- ▼ここから「なかの区報」について質問します
- ④「なかの区報」を毎号読みますか(一つ選択)
- A 毎号読む C 読まないことが多い
 B だいたい読む D ほとんど読まない
- ⑤1号当たり、どのくらい読んでいますか(一つ選択)
- A すみずみまで読む C 興味のある記事だけ読む
 B 半分程度読む D ほとんど読んでいない

- ⑥「なかの区報」から必要な情報を(一つ選択)
- A 入手できている B どちらかといえば入手できている
 C どちらでもない D どちらかといえば入手できていない
 E 入手できていない
- ⑦「なかの区報」の発行回数は(一つ選択)
- A 多い(月1回以下で良い)
 B ちょうど良い(月2回のままで良い)
 C 少ない(月3回以上が良い)
- ⑧「なかの区報」の紙面をリニューアルするなら(当てはまるものを全てを選択)
- A カラーにする F このままで良い
 B 横書きを増やす G その他(具体的に記入↓)
 C 縦書きを増やす
 D 文字を大きくして情報量を減らす
 E 文字を小さくして情報量を増やす
- ⑨「なかの区報」の満足度は(一つ選択)(左記の理由を具体的に記入↓)
- A 満足 B どちらかといえば満足
 C 普通 D どちらかといえば不満
 E 不満
- ⑩「なかの区報」で今後何を充実させて欲しいですか(当てはまるものを全てを選択)
- A 各種手続き情報 I 観光、区の魅力
 B 区からのお知らせ情報 J 区で活躍する人、出来事の紹介
 C 健康情報 K 文化・スポーツ情報
 D 区の計画、施策情報 L その他(具体的に記入↓)
 E 防災・防犯情報
 F 福祉情報
 G 子育て・教育情報
 H 地域のお祭り、イベント情報
- ⑪「なかの区報」を読んだ感想・意見、読みたい特集などを自由に記入してください↓

⑫回答者

住所	〒16- - - -	丁目	番	号						
氏名	年代(一つ選択)	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上

ご協力ありがとうございました ☆住所・氏名を明記の方のみ、抽選の対象

ファクシミリ送信の場合の切り取り線

表1 情報公開の決定状況(410件)

全部公開(個人情報などの公開すべきでない情報が一切含まれない請求)	365件
一部公開(情報の一部を公開できない請求)	32件
非公開(情報の全部を公開できない請求。うち9件は、該当する文書が存在しなかったもの)	11件
存否応答拒否(文書の存否自体を明らかにせず、請求を拒否したもの)	1件
却下(権利の乱用、請求要件を欠くものなど)	1件

区民のみなさんの知る権利を保障する制度で、「中野区区政情報の公開に関する条例」により運営しています。
 職員が職務の上で作成、または入手した情報で、文書等の記録媒体により保管しているものは、ごなたでも情報公開請求できます。昨年度の情報公開請求の件数は410件で、内訳は表1のとおりです。

表2 個人情報収集事務登録等状況

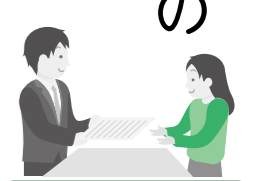
実施機関	平成28年度末の登録数(A)	同29年度内の登録			同29年度末の登録数(A+B-C)
		新規(B)	廃止(C)	変更	
区長	893件	25	5	64	913件
教育委員会	611件	0	2	1	609件
選挙管理委員会	8件	0	0	2	8件
監査委員	2件	0	0	0	2件
計	1,514件	25	7	67	1,532件

区民のみなさんのプライバシーを守り、個人情報を適正に収集・管理するための制度で、「中野区個人情報保護に関する条例」により運営しています。
 区の事務で個人情報を収集する場合は、目的、内容などの登録が義務付けられ、その内容は、区民や学識経験者で構成する「個人情報保護審議会」で審議しています。平成29年度末の登録数は表2のとおりです。
 なお、昨年度の自己情報開示請求(区が保管する自己の個人情報について開示を求める請求)の件数は、115件でした表3。

表3 自己情報開示の決定状況(115件)

全部開示	78件
部分開示	15件
不開示	22件

- 個人情報収集する事務の登録内容
 - 目的外利用
 - 特定の目的で収集した個人情報を、申請者の手続きの利便性を図るなどのために別の事務に活用すること。
 - 課税関係及び福祉関係情報を、他のサービス利用の際に提出書類を省略するためなどに利用
- 外部提供
 - 区で収集した個人情報を、収集目的の範囲を超えて区の組織以外に提供すること。
 - 法令等に基づく報告や保育士への就業支援資金貸付事業などで利用
- 電子計算組織への記録
 - 個人情報をコンピューターに記録して業務を行うこと。
 - マイナポータルによる電子申請、データヘルス事業及び金銭会計などで利用
- 電子計算組織の結合
 - 区と区以外のコンピューター間で、通信回線を使って個人情報を処理すること。
 - 児童館、住宅宿泊事業の適正な実施に関する事務などで利用



公正性の確保のために
 区は、情報公開請求や自己情報開示請求に対する区の情報について審査請求があった場合の審査機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

ご利用ください
 区報電子書籍版と
 中野区フェイスブック

広報担当/4階
 ☎(3228)8803
 FAX(3228)5645

マチイロ
 アプリで手軽に「なかの区報」の電子書籍版をご覧になれます。気になる記事の切り取り、保存もできます。



中野区役所フェイスブックページ
 ほぼ毎日情報発信しています。「いいね!」を押して、友達にもお知らせを。

